

持続可能な開発目標（SDGs）とターゲット

54. (SDGs 公開作業部会報告書) 包摂的な政府間交渉プロセスを経て、且つ持続可能な開発に関する公開作業部会の提案、その中には同提案の背景を説明するシャボール¹を含む、を踏まえ、下記の事項が、我々が合意した目標とターゲットである。

55. (各国の状況を踏まえた差別化) 持続可能な開発目標 (SDGs) とターゲットは、各国の置かれたそれぞれの現状、能力、発展段階、政策や優先課題を踏まえつつ、一体のもので分割できないものである。また、地球規模且つすべての国に対応が求められる性質のものである。ターゲットは、地球規模レベルでの目標を踏まえつつ、各国の置かれた状況を念頭に、各国政府が定めるものとなる。また、各々の政府は、これら高い目標を掲げるグローバルなターゲットを具体的な国家計画プロセスや政策、戦略に反映していくことが想定されている。持続可能な開発が経済、社会、環境分野の進行中のプロセスとリンクしていることをよく踏まえておくことが重要である。

56. (特別な課題を持つ国々) これらの目標とターゲットを決定するに当たって、我々は各国が持続可能な開発を達成するために特有の課題に直面していることを認識し、最も脆弱な国々、特にアフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国、小島嶼開発途上国が直面している特別な課題とともに、中所得国が直面している特有の課題を強調する。また、紛争下にある国々も特別な配慮を必要としている。

57. (データ収集のための能力構築) 我々は、いくつかのターゲットについては、基準データが入手困難であるということを確認し、まだ確立されていない国及び地球規模レベルの基準データを整備するための加盟国レベルでの能力構築及びデータ収集強化の支援を強く求める。我々は、以下のターゲットの内、特に明確な数値目標が掲げられていないものについて、その進捗をより的確に把握するために適切な対応をとることにコミットする。

58. (他のプロセスとの関係) 我々のアジェンダの実施の妨げとなり得る課題に関する他のフォーラムでの各国の取組を歓迎する。また一方で、それらのプロセスの独自性も尊重する。我々は、本アジェンダ及びその実施が、他のプロセスやそこでの決定に対しこれに貢献することはあっても侵害することのないようにする。

59. (各国の差別化) 我々は、持続可能な開発の達成に向け、それぞれの国が置かれた状況及び優先事項に基づき各々に違ったアプローチ、ビジョン、モデルや利用可能な手段が変わってくることを認識する。そして、我々は、地球という惑星及びその生態系が我々の

¹ A66/970 'Report of the Open Working Group of the General Assembly on Sustainable Development Goals' を参照 (同じく A 66/970 Add. 1 も参照ありたい)。

故郷であり、「母なる地球」が多くの国及び地域において共通した表現であるということを確認する。

※公益財団法人 地球環境戦略研究機関 (IGES) 作成による仮訳をベースに編集

持続可能な開発目標

- 目標 1. あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
- 目標 2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
- 目標 3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- 目標 4. すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
- 目標 5. ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
- 目標 6. すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
- 目標 7. すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
- 目標 8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
- 目標 9. 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
- 目標 10. 各国内及び各国間の不平等を是正する
- 目標 11. 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
- 目標 12. 持続可能な生産消費形態を確保する
- 目標 13. 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる*
- 目標 14. 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
- 目標 15. 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
- 目標 16. 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
- 目標 17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化

*国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) が、気候変動への世界的対応について交渉を行う基本的な国際的、政府間対話の場であると認識している。

目標 1. あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる

- 1.1 2030年までに、現在1日1.25ドル未満で生活する人々と定義されている極度の貧困をあらゆる場所で終わらせる。
 - 1.2 2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、すべての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させる。
 - 1.3 各国において最低限の基準を含む適切な社会保障制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。
 - 1.4 2030年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、すべての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権及管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。
 - 1.5 2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靭性（レジリエンス）を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。
- 1.a あらゆる次元での貧困を終わらせるための計画や政策を実施するべく、後発開発途上国をはじめとする開発途上国に対して適切かつ予測可能な手段を講じるため、開発協力の強化などを通じて、さまざまな供給源からの相当量の資源の動員を確保する。
 - 1.b 貧困撲滅のための行動への投資拡大を支援するため、国、地域及び国際レベルで、貧困層やジェンダーに配慮した開発戦略に基づいた適正な政策的枠組みを構築する。

目標 2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する

- 2.1 2030年までに、飢餓を撲滅し、すべての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。
- 2.2 5歳未満の子どもの発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを2025年までに達成するなど、2030年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を行う。
- 2.3 2030年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を増加させる。
- 2.4 2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靭（レジリエント）な農業を実現する。
- 2.5 2020年までに、国、地域及び国際レベルで適正に管理及び多様化された種子・植物バ

ンクなども通じて、種子、栽培植物、飼育・家畜化された動物及びこれらの近縁野生種の遺伝的多様性を維持し、国際的合意に基づき、遺伝資源及びこれに関連する伝統的な知識へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を促進する。

- 2.a 開発途上国、特に後発開発途上国における農業生産能力向上のために、国際協力の強化などを通じて、農村インフラ、農業研究・普及サービス、技術開発及び植物・家畜のジーン・バンクへの投資の拡大を図る。
- 2.b ドーハ開発ラウンドの決議に従い、すべての形態の農産物輸出補助金及び同等の効果を持つすべての輸出措置の並行的撤廃などを通じて、世界の農産物市場における貿易制限や歪みを是正及び防止する。
- 2.c 食料価格の極端な変動に歯止めをかけるため、食料市場及びデリバティブ市場の適正な機能を確保するための措置を講じ、食料備蓄などの市場情報への適時のアクセスを容易にする。

目標 3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

- 3.1 2030年までに、世界の妊産婦の死亡率を出生10万人当たり70人未満に削減する。
 - 3.2 すべての国が新生児死亡率を少なくとも出生1,000件中12件以下まで減らし、5歳以下死亡率を少なくとも出生1,000件中25件以下まで減らすことを目指し、2030年までに、新生児及び5歳未満児の予防可能な死亡を根絶する。
 - 3.3 2030年までに、エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する。
 - 3.4 2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。
 - 3.5 薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。
 - 3.6 2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。
 - 3.7 2030年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスをすべての人々が利用できるようにする。
 - 3.8 すべての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成する。
 - 3.9 2030年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。
- 3.a すべての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する。

- 3. b 主に開発途上国に影響を及ぼす感染性及び非感染性疾患のワクチン及び医薬品の研究開発を支援する。また、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS 協定) 及び公衆の健康に関するドーハ宣言に従い、安価な必須医薬品及びワクチンへのアクセスを提供する。同宣言は公衆衛生保護及び、特にすべての人々への医薬品のアクセス提供にかかわる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS 協定)」の柔軟性に関する規定を最大限に行使する開発途上国の権利を確約したものである。
- 3. c 開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において保健財政及び保健人材の採用、能力開発・訓練及び定着を大幅に拡大させる。
- 3. d すべての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。

目標 4. すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する

- 4.1 2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。
- 4.2 2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。
- 4.3 2030年までに、すべての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。
- 4.4 2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。
- 4.5 2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子どもなど、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。
- 4.6 2030年までに、すべての若者及び大多数 (男女ともに) の成人が、読み書き能力及び基本的計算能力を身に付けられるようにする。
- 4.7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
- 4. a 子ども、障害者及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、すべての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。
- 4. b 2020年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、ならびにアフリカ諸国を対象とした、職業訓練、情報通信技術 (ICT)、技術・工学・科学プログラムなど、先進国及びその他の開発途上国における高等教育の奨学金の件数を全世界

で大幅に増加させる。

- 4. c 2030年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国における教員研修のための国際協力などを通じて、質の高い教員の数を大幅に増加させる。

目標 5. ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う

- 5.1 あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
- 5.2 人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。
- 5.3 未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。
- 5.4 公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、ならびに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。
- 5.5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
- 5.6 国際人口・開発会議 (ICPD) の行動計画及び北京行動綱領、ならびにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。
- 5. a 女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、ならびに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。
- 5. b 女性の能力強化促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。
- 5. c ジェンダー平等の促進、ならびにすべての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。

目標 6. すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

- 6.1 2030年までに、すべての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ公平なアクセスを達成する。
- 6.2 2030年までに、すべての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排便をなくす。女性及び女児、ならびに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。
- 6.3 2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。
- 6.4 2030年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減

少させる。

- 6.5 2030年までに、国境を越えた適切な協力を含む、あらゆるレベルでの統合水資源管理を実施する。
- 6.6 2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。
- 6.a 2030年までに、集水、海水淡水化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用技術を含む開発途上国における水と衛生分野での活動と計画を対象とした国際協力と能力構築支援を拡大する。
- 6.b 水と衛生の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する。

目標 7. すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する

- 7.1 2030年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。
- 7.2 2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
- 7.3 2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。
- 7.a 2030年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとグリーンエネルギー技術への投資を促進する。
- 7.b 2030年までに、各々の支援プログラムに沿って開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、内陸開発途上国のすべての人々に現代的で持続可能なエネルギーサービスを提供できるよう、インフラ拡大と技術向上を行う。

目標 8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する

- 8.1 各国の状況に応じて、一人当たり経済成長率を持続させる。特に後発開発途上国は少なくとも年率7%の成長率を保つ。
- 8.2 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。
- 8.3 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。
- 8.4 2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導

の下、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。

- 8.5 2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。
- 8.6 2020年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。
- 8.7 強制労働を根絶し、現代の奴隷制、人身売買を終らせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。2025年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する。
- 8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。
- 8.9 2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。
- 8.10 国内の金融機関の能力を強化し、すべての人々の銀行取引、保険及び金融サービスへのアクセスを促進・拡大する。
- 8.a 後発開発途上国への貿易関連技術支援のための拡大統合フレームワーク(EIF)などを通じた支援を含む、開発途上国、特に後発開発途上国に対する貿易のための援助を拡大する。
- 8.b 2020年までに、若年雇用のための世界的戦略及び国際労働機関(ILO)の仕事に関する世界協定の実施を展開・運用化する。

目標 9. 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

- 9.1 すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラを開発する。
- 9.2 包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030年までに各国の状況に応じて雇用及びGDPに占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。
- 9.3 特に開発途上国における小規模の製造業その他の企業の、安価な資金貸付などの金融サービスやバリューチェーン及び市場への統合へのアクセスを拡大する。
- 9.4 2030年までに、資源利用効率の向上とグリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。
- 9.5 2030年までにイノベーションを促進させることや100万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじ

めとするすべての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。

- 9.a アフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国及び小島嶼開発途上国への金融・テクノロジー・技術の支援強化を通じて、開発途上国における持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラ開発を促進する。
- 9.b 産業の多様化や商品への付加価値創造などに資する政策環境の確保などを通じて、開発途上国の国内における技術開発、研究及びイノベーションを支援する。
- 9.c 後発開発途上国において情報通信技術へのアクセスを大幅に向上させ、2020年までに普遍的かつ安価なインターネット・アクセスを提供できるよう図る。

目標 10. 各国内及び各国間の不平等を是正する

- 10.1 2030年までに、各国の所得下位 40%の所得成長率について、国内平均を上回る数値を漸進的に達成し、持続させる。
- 10.2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。
- 10.3 差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、ならびに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。
- 10.4 税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。
- 10.5 世界金融市場と金融機関に対する規制とモニタリングを改善し、こうした規制の実施を強化する。
- 10.6 地球規模の国際経済・金融制度の意思決定における開発途上国の参加や発言力を拡大させることにより、より効果的で信用力があり、説明責任のある正当な制度を実現する。
- 10.7 計画に基づき良く管理された移民政策の実施などを通じて、秩序のとれた、安全で規則的かつ責任ある移住や流動性を促進する。
- 10.a 世界貿易機関（WTO）協定に従い、開発途上国、特に後発開発途上国に対する特別かつ異なる待遇の原則を実施する。
- 10.b 各国の国家計画やプログラムに従って、後発開発途上国、アフリカ諸国、小島嶼開発途上国及び内陸開発途上国を始めとする、ニーズが最も大きい国々への、政府開発援助（ODA）及び海外直接投資を含む資金の流入を促進する。
- 10.c 2030年までに、移住労働者による送金コストを 3%未満に引き下げ、コストが 5%を越える送金経路を撤廃する。

目標 11. 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

- 11.1 2030年までに、すべての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。
- 11.2 2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。
- 11.3 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。
- 11.4 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。
- 11.5 2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。
- 11.6 2030年までに、大気質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
- 11.7 2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
- 11.a 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。
- 11.b 2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組 2015-2030 に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。
- 11.c 財政的及び技術的な支援などを通じて、後発開発途上国における現地の資材を用いた、持続可能かつ強靱（レジリエント）な建造物の整備を支援する。

目標 12. 持続可能な生産消費形態を確保する

- 12.1 開発途上国の開発状況や能力を勘案しつつ、持続可能な消費と生産に関する 10 年計画枠組み（10YFP）を実施し、先進国主導の下、すべての国々が対策を講じる。
- 12.2 2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。
- 12.3 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。
- 12.4 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。

- 12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
- 12.6 特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。
- 12.7 国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達を促進する。
- 12.8 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。
- 12.a 開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。
- 12.b 雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。
- 12.c 開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する。

目標 13. 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる*

- 13.1 すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。
- 13.2 気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。
- 13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。
- 13.a 重要な緩和行動の実施とその実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズに対応するため、2020年までにあらゆる供給源から年間1,000億ドルを共同で動員するという、UNFCCCの先進締約国によるコミットメントを実施するとともに、可能な限り速やかに資本を投入して緑の気候基金を本格始動させる。
- 13.b 後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において、女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進する。

*国連気候変動枠組条約（UNFCCC）が、気候変動への世界的対応について交渉を行う基本的な国際的、政府間対話の場であると認識している。

目標 14. 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

- 14.1 2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる

- 種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。
- 14.2 2020年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。
- 14.3 あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。
- 14.4 水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制（IUU）漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。
- 14.5 2020年までに、国内法及び国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも沿岸域及び海域の10パーセントを保全する。
- 14.6 開発途上国及び後発開発途上国に対する適切かつ効果的な、特別かつ異なる待遇が、世界貿易機関（WTO）漁業補助金交渉の不可分の要素であるべきことを認識した上で、2020年までに、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止し、違法・無報告・無規制（IUU）漁業につながる補助金を撤廃し、同様の新たな補助金の導入を抑制する²。
- 14.7 2030年までに、漁業、水産養殖及び観光の持続可能な管理などを通じ、小島嶼開発途上国及び後発開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的便益を増大させる。
- 14.a 海洋の健全性の改善と、開発途上国、特に小島嶼開発途上国および後発開発途上国の開発における海洋生物多様性の寄与向上のために、海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会の基準・ガイドラインを勘案しつつ、科学的知識の増進、研究能力の向上、及び海洋技術の移転を行う。
- 14.b 小規模・沿岸零細漁業者に対し、海洋資源及び市場へのアクセスを提供する。
- 14.c 「我々の求める未来」のパラ 158 において提起されるとおり、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用のための法的枠組みを規定する海洋法に関する国際連合条約（UNCLOS）に反映されている国際法を実施することにより、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用を強化する。

目標 15. 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

- 15.1 2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持

² 現在進行中の世界貿易機関（WTO）交渉およびWTOドーハ開発アジェンダ、ならびに香港環境宣言のマandatを考慮。

- 続可能な利用を確保する。
- 15.2 2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。
 - 15.3 2030年までに、砂漠化に対処し、砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地などの劣化した土地と土壌を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力する。
 - 15.4 2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。
 - 15.5 自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。
 - 15.6 国際合意に基づき、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を推進するとともに、遺伝資源への適切なアクセスを推進する。
 - 15.7 保護の対象となっている動植物種の密猟及び違法取引を撲滅するための緊急対策を講じるとともに、違法な野生生物製品の需要と供給の両面に対処する。
 - 15.8 2020年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。
 - 15.9 2020年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。
 - 15.a 生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる資金源からの資金の動員及び大幅な増額を行う。
 - 15.b 保全や再植林を含む持続可能な森林経営を推進するため、あらゆるレベルのあらゆる供給源から、持続可能な森林経営のための資金の調達と開発途上国への十分なインセンティブ付与のための相当量の資源を動員する。
 - 15.c 持続的な生計機会を追求するために地域コミュニティの能力向上を図る等、保護種の密猟及び違法な取引に対処するための努力に対する世界的な支援を強化する。

目標 16. 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。

- 16.1 あらゆる場所において、すべての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。
- 16.2 子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。
- 16.3 国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、すべての人々に司法への平等なアクセスを提供する。
- 16.4 2030年までに、違法な資金及び武器の取引を大幅に減少させ、奪われた財産の回復

- 及び返還を強化し、あらゆる形態の組織犯罪を根絶する。
- 16.5 あらゆる形態の汚職や贈賄を大幅に減少させる。
- 16.6 あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。
- 16.7 あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。
- 16.8 グローバル・ガバナンス機関への開発途上国の参加を拡大・強化する。
- 16.9 2030年までに、すべての人々に出生登録を含む法的な身分証明を提供する。
- 16.10 国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。
- 16.a 特に開発途上国において、暴力の防止とテロリズム・犯罪の撲滅に関するあらゆるレベルでの能力構築のため、国際協力などを通じて関連国家機関を強化する。
- 16.b 持続可能な開発のための非差別的な法規及び政策を推進し、実施する。

目標 17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

資金

- 17.1 課税及び徴税能力の向上のため、開発途上国への国際的な支援なども通じて、国内資源の動員を強化する。
- 17.2 先進国は、開発途上国に対する ODA を GNI 比 0.7% に、後発開発途上国に対する ODA を GNI 比 0.15~0.20% にするという目標を達成すると多くの国によるコミットメントを含む ODA に係るコミットメントを完全に実施する。ODA 供与国が、少なくとも GNI 比 0.20% の ODA を後発開発途上国に供与するという目標の設定を検討することを奨励する。
- 17.3 複数の財源から、開発途上国のための追加的資金源を動員する。
- 17.4 必要に応じた負債による資金調達、債務救済及び債務再編の促進を目的とした協調的な政策により、開発途上国の長期的な債務の持続可能性の実現を支援し、重債務貧困国 (HIPC) の対外債務への対応により債務リスクを軽減する。
- 17.5 後発開発途上国のための投資促進枠組みを導入及び実施する。

技術

- 17.6 科学技術イノベーション (STI) 及びこれらへのアクセスに関する南北協力、南南協力及び地域的・国際的な三角協力を向上させる。また、国連レベルをはじめとする既存のメカニズム間の調整改善や、全世界的な技術促進メカニズムなどを通じて、相互に合意した条件において知識共有を進める。
- 17.7 開発途上国に対し、裁許的・特恵的条件などの相互に合意した有利な条件の下で、

- 環境に配慮した技術の開発、移転、普及及び拡散を促進する。
- 17.8 2017年までに、後発開発途上国のための技術バンク及び科学技術イノベーション能力構築メカニズムを完全運用させ、情報通信技術（ICT）をはじめとする実現技術の利用を強化する。

能力構築

- 17.9 すべての持続可能な開発目標を実施するための国家計画を支援するべく、南北協力、南南協力及び三角協力などを通じて、開発途上国における効果的かつのしぼった能力構築の実施に対する国際的な支援を強化する。

貿易

- 17.10 ドーハ・ラウンド（DDA）交渉の結果を含めた WTO の下での普遍的でルールに基づいた、差別的でない、公平な多角的貿易体制を促進する。
- 17.11 開発途上国による輸出を大幅に増加させ、特に 2020 年までに世界の輸出に占める後発開発途上国のシェアを倍増させる。
- 17.12 後発開発途上国からの輸入に対する特惠的な原産地規則が透明で簡略的かつ市場アクセスの円滑化に寄与するものとなるようにすることを含む世界貿易機関（WTO）の決定に矛盾しない形で、すべての後発開発途上国に対し、永続的な無税・無枠の市場アクセスを適時実施する。

体制面

政策・制度的整合性

- 17.13 政策協調や政策の首尾一貫性などを通じて、世界的なマクロ経済の安定を促進する。
- 17.14 持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。
- 17.15 貧困撲滅と持続可能な開発のための政策の確立・実施にあたっては、各国の政策空間及びリーダーシップを尊重する。

マルチステークホルダー・パートナーシップ

- 17.16 すべての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する。
- 17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

データ、モニタリング、説明責任

- 17.18 2020年までに、後発開発途上国及び小島嶼開発途上国を含む開発途上国に対する能

力構築支援を強化し、所得、性別、年齢、人種、民族、居住資格、障害、地理的位置及びその他各国事情に関連する特異性の質が高く、タイムリーかつ信頼性のある非集計型データの入手可能性を向上させる。

- 17.19 2030年までに、持続可能な開発の進捗状況を測る GDP 以外の尺度を開発する既存の取組を更に前進させ、開発途上国における統計に関する能力構築を支援する。



持続可能性に配慮した運営計画第二版の検討内容

～第1回 パブリックコメントの実施～

*今回（第1回）のパブリックコメントは、「計画の構成要素」、「大目標」、「施策の方向性」、「施策の柱立て」に関する御意見をお伺いするものです。

第2回（4月実施）は、数値目標や具体的な取組を含めた計画全体について、改めて御意見をお伺い致します。

2017年12月27日

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

これまでの経過等

・ 検討状況

街づくり・持続可能性委員会	1回（第7回）
└─ 持続可能性ディスカッショングループ（DG）	3回（第7回～第9回）
└─ 脱炭素ワーキンググループ（WG）	3回（第5回～第7回）
* 29年9月、名称を「低炭素WG」から「脱炭素WG」に変更	
└─ 資源管理ワーキンググループ（WG）	7回（第5回～第11回）

・ スケジュール

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
第二版策定 スケジュール							★委員会			★委員会
	WG・DG審議		第1回パブコメ		関係機関協議		第2回パブコメ		WG・DG審議	◎策定
	組織委員会内調整			IOC意見照会						

1 計画の構成要素

- **第二版の位置づけ（第一版との整理）**
- **1964年大会からの歩み等**
- **2020大会における持続可能性配慮の基本的な考え方**
 - ・ 基本的方針（世界の動きを見据えた大会の方向性）
 - ・ 持続可能な開発目標（SDGs）を踏まえた主要5テーマの取組
 - ・ 計画の適用範囲
 - ・ ISO20121規格に則した持続可能性マネジメントシステムの導入・運用
 - ・ モニタリング体制
 - ・ 調達コード（通報受付窓口を含む）や環境アセスメントなど計画の実現に向けたツールの活用
- **主要5テーマの大目標（ゴール）と施策の柱立て（個別目標）**
 - * 「気候変動」「資源管理」「大気・水・緑・生物多様性等」「人権・労働・公正な事業慣行等への配慮」「参加・協働、情報発信」ごとに次頁以降に詳細に記載しています（なお、目標設定の考え方は末尾の参考資料2を参照下さい）。
- **実施主体別の行動計画・進捗状況**
 - ・ 会場整備関係の取組
 - ・ 実施主体（組織委員会各部署、都、国など）別の取組

2 主要テーマ毎の大目標と施策の柱立て

(1) 気候変動分野

1) 当分野の全体的方向性

パリ協定を受け、世界が脱炭素社会を目指す中、協定がスタートする2020年に開催される東京大会において、その方向性・戦略を示し、脱炭素化の礎を築く。

2) 大目標（ゴール）

案1：Towards Zero Carbon

案2：Zeroing Carbon

案3：Towards and Beyond “Zero Carbon”

案4：Step to Zero Carbon

【参考】委員会等における主な有識者意見 ※すべての意見は、後頁【参考】に記したURLでご覧いただけます。

- ・ 伝わりやすいゴールにするために、「Zero Carbon」に付け加える表現が必要
- ・ 「Zero Carbon」に向かうことが重要で、大会はその途上であるという認識(第9回DG)
- ・ ゴールの案を複数出して、パブコメで意見をいただくべき(第9回DG)

3) 施策の柱立て(ゴールに向けた主な個別目標)

- ① 気候変動対策の取組の優先順位づけ
- ② CO2排出量の適切な把握 (カーボンフットプリントの算定)
- ③ CO2の排出回避策
 - (a) 既存施設や公共交通網を最大限活用した戦略的な会場計画
 - (b) 施設等における環境性能の確保
 - (c) 調達コードに沿った環境性能の高い物品の調達
- ④ 省エネ等の技術による排出削減
 - (a) 省エネルギー技術を積極的に導入した施設の建築
 - (b) 省エネルギー性能の高い設備や機器等の導入促進
 - (c) 施設運営におけるエネルギー管理、恒久施設におけるBEMSの活用
 - (d) 物品・資材の後利用等の循環型利用によるCO2負荷削減

3) 施策の柱立て(ゴールに向けた主な個別目標) 続き

(e) 環境負荷の少ない輸送の推進

- ・ 公共交通機関等の利用促進
- ・ 自動車単体対策（燃料電池車などの環境性能の高い自動車の活用）
- ・ 環境負荷の少ない輸送の推進
- ・ 道路交通量対策

(f) CO2以外の温室効果ガス対策

- ⑤ 再生可能エネルギーの積極的な導入・利用
- ⑥ 対策を講じても排出が避けられないCO2等の相殺（カーボンオフセット）
- ⑦ 適応策
- ⑧ 気候変動対策のマネジメント(管理・推進体制)

【参考】委員会等における主な有識者意見 ※すべての意見は、後頁【参考】に記したURLでご覧いただけます。

- IOCより、第2版では計画の具体的な数字を作るようにアドバイスを受けている。省エネや再エネ、オフセット等でゼロを方向性として目指し、具体的な方法を示していく必要がある(第7回委員会)
- オフセットは、クレジットの検証がしっかりしているか等を考慮した上で、使用していく必要がある。具体的には、中核となる排出とその他の排出とで、充てるクレジットを検討していく必要がある(第7回DG)
- 気候変動分野でも、(メダルプロジェクトのような)国民参加型の取組みができるとよい(第7回DG)
- CO2の排出というネガティブの最小化も大事だが、ポジティブをどう作り出すかも重要で、人々の共感も得られやすい。2020年の後のことも考え、広がりがあるとよい(第5回WG)
- ポジティブな面では、将来にわたり再エネ電力が使用されること等がレガシーになるとよい(第5回WG)
- 排出源毎の排出量を明確にし、それぞれ誰が役割をもつかを明確にするのがマネジメントの基本である(第5回WG)
- カーボンフットプリントにおいては、例えば自動車などでは、BAUからの施策によってどのくらい削減されるか、施策ごとの見せ方も重要である(第5回WG)

【参考】委員会等における主な有識者意見 続き

- ・ 削減が数値化される対策と、定性的なストーリーのある対策があるとよい(第5回WG)
- ・ 東京や日本は省エネの取組みが進んでおり、ベースラインが低くなっていること、そこからさらに下げる努力を、どう見せるか。単純な差分の大きさではなく、絶対量の少なさなどがアピールできる部分ではないか(第5回WG)
- ・ カーボンフットプリントの算定範囲は、ロンドン大会の時に初めて出てきて、リオ大会でも踏襲しており、基本的には東京大会でも、それらの過去大会をベースにするべきと考える(第6回WG)
- ・ ゼロカーボンとは2つの重要な意味を持つ。1つは、大会が影響を及ぼせる範囲に対するゼロカーボン、もう1つは、レガシーとして社会のゼロカーボンを目指すための東京大会の位置づけ(第6回WG)
- ・ 組織委員会が絡む主たる排出に対してはクリーンなクレジットを充て、その他の観客の食事や宿泊などは厳格性が全く異なるので、国民が省エネや再エネの行動に取り組むきっかけになるものを緩やかに入れるとよい(第6回DG)
- ・ 目標の項目は、今後カーボンフットプリントの数値と合わせて検討を行い、精査する必要がある(第7回WG)
- ・ 目標と言うからには、目標値を明示する必要がある(第7回WG)

(2) 資源管理分野

1) 当分野の全体的方向性

資源をムダなく活用し、資源採取による荒廃や、廃棄による環境負荷を防ぐ、持続可能な社会を大会を通じて実践・共有する。

2) 大目標（ゴール）

案1：Zero Wasting Resource Use

案2：Zero Wasting

* 日本語表記については、ともに「資源を一切ムダにしない」

【参考】委員会における主な有識者意見 ※すべての意見は、後頁【参考】に記したURLでご覧いただけます。

- ゴールについては、“Resource Use”が付くと“資源から廃棄物の全体像”より、“資源”が強まるため、“Zero Wasting”のみで良いのではないか(第9回DG)
- 資源管理のゴールとして、“Zero Wasting Resource Use”は、資源管理への想いが強調されて、良いのではないか(第10回WG)
- ゴールの文言に、副題的なものが付いてもよい(第9回DG)

3) 施策の柱立て(ゴールに向けた主な個別目標)

- ① 資源管理における取組の優先順位づけ
- ② 資源管理の取組・目標等
 - (a) リデュース、資源の無駄の最少化
 - ・ 食品ロス削減（食品廃棄物の発生抑制）
 - ・ 容器包装等削減
 - ・ 調達物品のレンタル活用による新規物品製造削減 等
 - (b) 後利用に配慮した調達、リユース品の調達、使用済み物品等のリユース
 - ・ 調達物品の再使用（レンタル等含む）・再生利用
 - (c) リサイクルしやすい製品の調達、リサイクル品の調達
 - ・ 再生材の利用
 - ・ 入賞メダルへの再生金属利用 等

3) 施策の柱立て(ゴールに向けた主な個別目標) 続き

(d) 持続可能な資源管理

- ・ 再生可能資源の持続可能な利用 (木材等)

(e) 使用済み物品等のリサイクル

- ・ 運営時廃棄物の再使用・再生利用
- ・ 食品廃棄物の再生利用
- ・ 建設廃棄物の再使用・再生利用 等

(f) 環境中への排出の最少化

- ・ 環境中への排出の削減 (埋立処分量、廃棄物由来CO2等の削減)

③ 管理・推進体制

(a) 調達物品・資材に関する「調達から使用後の再使用・再生利用・廃棄処理まで」の適切な把握

(b) 管理体制の構築

【参考】委員会等における主な有識者意見 ※すべての意見は、後頁【参考】に記したURLでご覧いただけます。

- リサイクル率や再生資源の利用率などは、どの程度をめざすかを具体的に考える必要がある（第7回委員会）
- ロンドンは、大会の前の段階で、一般廃棄物に相当するものは約40%が直接埋立されていて、（東京は1%程度など）都市間で状況や前提条件が異なっている（第5回WG）
- 直営的な事業は管理しやすいが、観客の持込みなど、様々な主体が廃棄物の発生に関わっている（第5回WG）
- 都は2020年までにレジ袋の有料化を進めているが、（組織委員会が直接運営しない）売店等で実施してもらうことは、現実には簡単ではないため、その仕組みまで考える必要がある(第5回WG)
- 日本の優れた食品提供技術など、様々な技術や仕掛けを活用することで、調理の工夫や食べ残し対策の工夫ができるのではないかと(第5回WG)
- 食器のリユースは、食器や洗浄設備を含めたシステム自体をリユースしていかなければならない(第6回WG)
- 食器のリユースは、衛生面もあるが、セキュリティ・安全性という面でも考える必要がある（食器の持出し、持込みにも制約が生じざるを得ない)(第6回WG)
- 循環を前提とした材料を大会に利用することで、地球持続の可能性を示すモデルプロジェクトとしたい(第7回委員会)
- 資源管理の方針や計画を策定するセクションと、現場をつなぐ中間組織が必要である。外部委託等を含め、どのように設置するか議論すべきである。(第7回資源管理WG)
- ゴミの分別について、例えば、外国の方が泊まるホテルと、会場の分別方法が全く違っていたら混乱する。会場のある各自治体との調整などが必要である(第7回WG)

【参考】委員会等における主な有識者意見 続き

- 東京大会は、廃棄物の発生量など数量データを計測・把握し、公表する仕組みを作るべきである(第7回WG)
- 食品ロスは世界的な課題になっているため、東京大会で取り組むべき大事な課題である(第8回WG)
- (リサイクルはCO2を多く出すので)優先順位を考えると、循環型社会形成推進基本法の規定にも従い、環境負荷と共にコストや実行可能性も考慮しながら検討していくべきである(第9回WG)
- コストや資源を削減するだけでなく、持ち帰りたくなるようなデザインのリユースカップやエコバッグ等を考えるといった観点も必要である(第9回WG)
- リデュースの項目が、食品ロスと容器包装のみなのはバランスがとれていない。レンタル・リースの量をきちんと把握できるのなら、リデュースについての目標として設定することも考えられる(第9回WG)
- ビレッジプラザの木材の話も、建設廃棄物・発生土の再資源化・有効利用の取組に入れるべき(第10回WG)
- スポンサーから調達する物品について、大会後の利用について協働して検討し、スポンサーの持続可能性配慮の取組のアピールにつながるような先進的な取組を進めてはどうか(第10回WG)
- リサイクルを行いつらい、汚れた紙コップや紙皿などをトイレトペーパーに加工し、資源循環の輪が回っていることを示せたらいいのではないかと(第10回WG)
- 梱包材の量も膨大なので、通い箱制度の導入や調達契約時の取り決めなどを行い、納入業者・物流業者の協力や知恵を得ながら削減に取り組むべきである(第11回WG)

(3) 大気・水・緑・生物多様性等

1) 当分野の全体的方向性

大会後のレガシーも見据え、大会の開催を通じて豊かな生態系ネットワークの回復・形成を図り、かつ快適さとレジリエンスを向上させる新たな都市のシステムの創出に寄与する。

2) 大目標（ゴール）

案1：自然共生都市の実現

(Co-existing urban life with nature)

案2：快適な都市環境と豊かな生態系ネットワークの創造

(Co-creating valued lives within urban ecological networks)

案3：人と自然が共に快適な都市環境の創出

(Eco-sound urban lifestyle)

* 括弧書きの英文は日文に合わせて事務局にて作成したもので、今後、表現を整理していく予定

【参考】委員会等における主な有識者意見※すべての意見は、後頁【参考】に記したURLでご覧いただけます。

- 1964年大会の海に負担をかける成長から、これから生物多様性をどう回復させるかという課題をはっきり見えるような形を目標を立てる必要がある（第9回DG）
- より具体的な目標があるのではないか。目標と東京大会とのつながりが見える形にすべきである（第9回DG）
- 目標の文言をより身近な言葉で、大会とレガシーの取り組みが分かりやすい形にしてほしい（第9回DG）
- より快適な環境を作っていくことが大事。英語の表現を踏まえて検討されるべき（第9回DG）
- 生態系ネットワークに配慮しているのは良い。1993年にできた自然共生という言葉から「エコロジカルネットワークの創造」にしたらどうか（第9回DG）
- 大都市圏であることも考慮されるべき。都市と自然の両方の要素を入れた言葉が良い。「自然共生都市」はどうか（第9回DG）

3) 施策の柱立て(ゴールに向けた主な個別目標)

①大会開催における環境負荷の最小化に加え、都市における水循環の機能を高めることで、快適な都市環境を創出

(a) 大会における化学物質・大気・土壌等への配慮

- ・ヒートアイランド対策（暑さ対策）
- ・公共交通機関の活用
- ・低公害車の導入
- ・排出ガス対策型建設機械及び低騒音型建設機械の採用

(b) 大会における水循環への配慮

- ・ろ過施設の導入、雨水・循環利用水の利用による上水使用の抑制

(c) 都市における健全な水循環の実現に向けた取組

- ・皇居外苑濠・外濠の水質改善
- ・下水の貯留施設等の整備
- ・下水の高度処理施設等の導入
- ・河川・運河のしゅんせつ・覆砂

②競技会場とその周辺において、多様な生物への配慮、豊かな緑地と水辺環境の創造、魅力ある景観の形成を図り、豊かな生態系ネットワークを有する都市環境を創出

(a)競技会場等の緑化

- ・既存樹木への配慮、在来種等に配慮した会場等の緑化

(b)都市における緑地の創出と良好な景観の形成

- ・公園及び街路樹による水と緑のネットワーク創出
- ・花と緑の景観形成
- ・民間による緑の創出

(c)都市における自然環境の再生・生物多様性の確保

- ・公園の生物多様性保全
- ・生物多様性に配慮した緑化の推進

(d)都市における自然とのふれあいの場の創出

- ・公園における憩いの空間の創出

③大会の調達における環境負荷を低減し、社会における消費・生産方法の変革に寄与

(a) 調達物品の製造・流通等における汚染防止、化学物質の管理

(b) 環境に配慮した物品等の使用

(c) 調達における生態系への負荷低減

(d) 国産農林水産物の活用

【参考】委員会等における主な有識者意見※すべての意見は、後頁【参考】に記したURLでご覧いただけます。

- 日本の空は、かつての汚染から見事に立ち直ったことをフィーチャーすべき。海外都市のPM2.5など、大気汚染はひどくなっている。それを克服した経験を日本は持っている（第6回委員会）
- 世界の一千万人都市の川で、アユが大量に遡上するという川は、東京にしかない（第6回委員会）
- 海も、東京湾の魚の江戸前寿司が再び食べられるようになっている。これは公害克服を超えて、自然共生社会という21世紀の極めて大きな目標になる。ここは、ぜひフィーチャーしたい（第6回委員会）
- 日本が取り戻した美しい空、川、海はもちろんのこと、復活しつつある生態系を、地球存続の象徴として示すことができる（第7回委員会）
- 自然共生だが、海の視点（江戸前・里海など海の恩恵を享受している観点）に欠けている。東京湾をうまくキーワードに入れて、日本のオリジナリティーある発信にすべき（第7回DG）
- レガシーとなる幹をつくるためには、プレイヤーが一体となって検討する場が必要（第8回DG）
- 熱環境などにしても、生物多様性だけではなく、大気、水にも関連する環境問題の最たるものだが、それが明示されていない（第8回DG）
- 東京湾は、都だけでなく、近隣県の協力が得られなければ再生はあり得ない（第9回DG）
- 負荷を減らすことに重点が置かれているが、1964年大会とは軸が違う。生態系サービスを楽しんできた歴史を踏まえるべき（第9回DG）

(4) 人権・労働・公正な事業慣行分野

1) 当分野の全体的方向性

国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」を踏まえ、人種や肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治、障がいの有無等による差別等がなく、児童労働や強制労働、過重労働を含めそれら課題について間接的にも助長しない大会を目指す。

また、腐敗行為や反競争的な取引等に関与しない公正な事業慣行が確保された大会を目指す。

2) 大目標（ゴール）

案1：多様性と調和
(Unity in Diversity)

案2：多様性の尊重
(Respect of Diversity)

案3：ダイバーシティ&インクルージョンの確保
(Ensure the Diversity & Inclusion)

* 括弧書きの英文は日文に合わせて事務局にて作成したもので、今後、表現の整理をしていく予定

【参考】委員会等における主な有識者意見 ※すべての意見は、後頁【参考】に記したURLでご覧いただけます。

- 先進国でありおもてなしの国・日本であるからこそ、世界に先駆けて、自主的に国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」をしっかり守ると宣言し、未来の五輪に模範を示し、悲惨な人権侵害を繰り返させないためのレガシーを打ち立てるべき（第7回D G）
- 人権尊重五輪に向けた青写真を描くのが運営計画です。世界の期待に応える戦略策定が期待される（第7回D G）
- 全体的方向性の「間接的にも助長しない」という表現が、児童労働や強制労働、過重労働にのみかかっているように読めなくもないので、人種差別などにもかかるものとして書き方を工夫して欲しい（第8回D G）
- 国連の指導原則を柱として、「助長の回避」に限らず、助長していない場合であっても行動する、という部分が抜け落ちている（第8回D G）
- 多様性という言葉は良いが、調和とか配慮といったニュアンスはふわっとしている。人権侵害をなくす、関与しないということをきちんと述べるべき。インクルージョンも盛り込んだ大目標にすべき（第9回D G）
- 大目標の「多様性」をどうするかという文言について、「調和」とか「配慮」ではなく「尊重」という言葉にすべき。人権の尊重といってもよいのではないか。D & Iという言葉も分かるようになってきている。国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」という文言も入れるべき。また、例示に宗教、性自認、社会的身分という言葉も入れるべき（第9回D G）

3) 施策の柱立て(ゴールに向けた主な個別目標)

- ①大会に関わる全ての人々に対する人権等の配慮方策の実践
 - ・職員への周知徹底、共有（D&Iの戦略策定）
 - ・労働環境の整備
 - ・職員への機会の提供
 - ・アクセシビリティの指針策定
 - ・大会施設における配慮の実践
- ②労働への適正な配慮の実践
 - ・柔軟な働き方の実践
 - ・職場環境の整備
 - ・研修の適切な実施
- ③公正な事業慣行等の配慮方策の実践
 - ・公正な事業慣行に配慮した調達の実施
 - ・研修等の実施
- ④その他共通事項
 - ・人権等への配慮方針の策定

【参考】委員会等における主な有識者意見※すべての意見は、後頁【参考】に記したURLでご覧いただけます。

- 人権に関しては、調達以外の全体感のある個別目標を立てる必要がある（第8回D G）
- D & I（ダイバーシティ&インクルージョン）に関しては研修をしているとのことだが、これに限らず、包括的に人権の問題について理解を促す機会をきちんと設けるべきではないか（第8回D G）
- 人権の分野は、国際的な文脈ではエンゲージメントが足りないという不満がある（第8回D G）
- D & Iの戦略策定は重要。スタッフの意識の浸透が中心になっていると思うが、よりすべての関係者に向けた戦略にしてほしい（第9回D G）
- 海外では、移住労働者の人権侵害が特に大きい問題となるが、そういったことや、ジャーナリストやNGOの自由の尊重などを検討すべき（第9回D G）

(5) 参加・協働・情報発信

1) 当分野の全体的方向性

持続可能性への配慮の最大化に向け、大会関係者のみならず、広く国民、事業者、自治体等の参加・協働による取組の広範な実施と情報発信を目指す。

2) 大目標（ゴール）

案1：全員参加とレガシーの継承

(Engagement by broad parties and legacy deploy)

案2：国民各界各層の参加・発信

(Broad engagement by and communications among various parties in the nation)

案3：自由な参加型社会

(Engagement for everybody with free (& informed) consent)

* 括弧書きの英文は日文に合わせて事務局にて作成したもので、今後、表現の整理をしていく予定

3) 施策の柱立て(ゴールに向けた主な個別目標)

①様々な主体との協働の創出

- ・スポンサーとの協働（持続可能性スポンサーネットワークの設置運用）
- ・その他団体等と協働

②人材育成を通じた参加の創出

- ・職員によるボランティア活動の推進
- ・ボランティア人材の活用と育成
- ・環境学習の実践による参加創出

③参加協働を促すプロジェクトの実施

- ・国民参加型事業の実施
- ・教育を通じた参加協働の推進
- ・自発的な参加協働の形成・推進

④国内外への情報発信

- ・観客への情報発信
- ・大会関係者への情報発信
- ・マスメディアへの情報発信

【参考】委員会等における主な有識者意見※すべての意見は、後頁【参考】に記したURLでご覧いただけます。

- 自由な参加型社会という表現もある（第9回D G）
- ワーキングがないものを心配している。大気・水・緑・生物多様性と参画・協働が弱いかなと。特にエンゲージメントが今の体制ではとても弱い。持続可能性に関わる、外からの懸念や声に、きちんと対話して丁寧に対応していくというプロセスを作っていただきたい（第7回D G）
- 国民的な運動を推進していくためにも、参加協働のワーキングがあった方が良いと思うので設置を検討してほしい（第7回D G）
- ボランティアの活用と育成という表現にしたらどうか（第9回D G）
- 参加協働のところでスポンサーネットワークの記述があるが、そういった方々の意見を聞きながら進めていく必要がある（第9回D G）

【参考資料 1】

現在までの検討の状況

街づくり・持続可能性委員会

委員会議事録：<https://tokyo2020.jp/jp/games/legacy/proceeding/#town>

- 第7回委員会（2017年7月13日開催）
 - ・ 持続可能性に配慮した運営計画第2版について、「策定の方向性」等について議論

持続可能性ディスカッショングループ°（DG）

DG議事録：<https://tokyo2020.jp/jp/games/sustainability/sus-group/discussion/>

- 第7回D G（2017年9月29日開催）
 - ・ 「持続可能性に配慮した運営計画 第二版」の策定について、「策定の方向性」を踏まえた、各主要テーマの大目標（ゴール）や計画全体の構成、各主要テーマの具体的施策等の全体的議論を実施
- 第8回D G（2017年11月22日開催）
 - ・ 「持続可能性に配慮した運営計画 第二版」の策定について、3分野（「大気・水・緑・生物多様性」、「人権・労働・公正な事業慣行」、「参加協働・情報発信」）の議論を中心的に実施
- 第9回D G（2017年12月15日開催）
 - ・ 過去2回のD G及びWGでのこれまでの検討内容を踏まえ、各主要テーマの大目標（ゴール）や個別目標等について、分野横断的な検討を実施

脱炭素ワーキンググループ（WG） [WG議事録： https://tokyo2020.jp/jp/games/sustainability/sus-group/low-carbon-wg/](https://tokyo2020.jp/jp/games/sustainability/sus-group/low-carbon-wg/)

29年9月WG名を「低炭素WG」から「脱炭素WG」に変更しました。

○第5回WG（2017年7月20日開催）

- ・「持続可能性に配慮した運営計画 第二版」の中の、「気候変動に関する全体スキーム」を踏まえたうえで、「カーボンフットプリントの全体像(考え方)」、「目標設定の考え方」について議論

○第6回WG（2017年9月12日開催）

- ・「カーボンオフセットに関する方向性」について、排出源やクレジット等の分類を踏まえ、組合せの考え方等について議論

○第7回WG（2017年12月8日開催）

- ・「持続可能性に配慮した運営計画 第二版」の中の、気候変動の項目立ての案を示したうえで、取り組みの優先順位、目標と指標及び施策、カーボンマネジメント、参加・協働、情報発信について議論

資源管理ワーキンググループ（WG） [WG議事録： https://tokyo2020.jp/jp/games/sustainability/sus-group/resource-management-wg/](https://tokyo2020.jp/jp/games/sustainability/sus-group/resource-management-wg/)

○第5回WG（2017年5月8日開催）

- ・「資源管理の進め方・目標設定の考え方(概要)」についての検討と、「飲食提供に係る廃棄物の課題」について議論

○第6回WG（2017年5月22日開催）

- ・ 前回に続き、「飲食提供に係る廃棄物の課題」について集中的に議論

○第7回WG（2017年8月8日開催）

- ・「資源管理に関する全体スキーム」、「資源管理分野の目標設定のあり方」について議論

○第8回WG（2017年9月5日開催）

- ・「資源管理分野の目標設定のあり方」の中の、「資源管理におけるゴール」、「目標と指標の方向性」「個別目標の論点」について議論

○第9回WG（2017年10月27日開催）

- ・「資源管理分野の目標設定のあり方」の中の、「目指すべき方向性」、「対策の優先順位」、「目標群」について議論

○第10回WG（2017年11月13日開催）

- ・「資源管理分野の目標設定のあり方」の中の、「目指すべき方向性」、「対策の優先順位」について再度議論を深め、「個別項目の目標・指標」についても議論

○第11回WG（2017年11月29日開催）

- ・「資源管理分野の目標設定のあり方」の中の、前回議論できなかった「個別項目の目標・指標」について議論。また、ISO20121についての討議も実施

【参考資料 2】

第7回持続可能性D Gにおいて議論された持続可能性配慮施策における目標設定の考え方

持続可能性に配慮した運営計画 第二版 における目標設定のフレームとして、以下の整理を行う(SDGsのフレームを準用)こととしている。

i. ゴール	各分野における全体的な戦略の方向性
ii. 目標	各分野の各項目におけるターゲット
iii. 指標	目標の進捗・達成状況を管理するための測定方法や数値など(インディケータ)

* 「iii.指標」については、今後、持続可能性D G等で議論する予定であり、今回のパブコメの対象としておりません。